

## 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

# 運 営 規 程

(運営規程設置の主旨)

第1条 木村病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業の円滑な運営管理を図るとともに、病院の医師等が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下、「要介護者等」という。）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第3条 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医師、薬剤師、管理栄養士等が、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、薬剤師、管理栄養士等が、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 前項のほか、関係法令内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 木村病院
- (2) 所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務、医師と兼務)

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、管理者が兼務できる事業所の範囲について、その責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない。

- (2) 従業者

医師 1名 (常勤兼務、管理者と兼務)

管理栄養士 相当数

従業者は、居宅を訪問し医学的観点から、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、国民の休日、及び、年末年始(12/30の13時～1/3まで)を除く。

- (2) 営業時間 9時～18時

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類)

第7条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の他、事業所の従業者が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。

(事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、鯖江市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告示上の額に

各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 居宅療養管理指導、及び、介護予防居宅療養管理指導に要した交通費については、下記の通り請求する。
  - (1) 通常の事業実施地域の場合  
1回の訪問につき、250円
  - (2) 通常の事業実施地域以外の場合  
通常の地域を超えた地点から要した交通費の実費を請求する。  
なお、自動車を使用した場合は、前項(1)に加算し、次の額を請求する。  
事業所から、10km以上の場合は、5km毎に100円加算
- 3 前項における交通費については、同日複数の訪問先があるなど、適切な実費計算が行えない場合には、一切請求しない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 当事業の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 宗教活動や政治活動は、ご遠慮いただく。
- (2) 営利行為を禁止する。
- (3) その他、事業の利用に当たって支障があると思われる内容については、ご遠慮いただく。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業提供時(第7条に定める業務中など)に、利用者の心身の状態が急変した場合は、利用者及び利用者家族、扶養者等が指定する者に対し緊急に連絡する。

(非常災害対策・業務継続計画の策定等)

第12条 事業提供時は、福井県国民保護計画及び福井県地域防災計画、並びに関係市町地域防災計画等に基づき、災害時における情報の確認等、適切な対応に努める。

第13条 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じる。

- (1) 業務継続計画を策定する。
- (2) 業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。

(3) 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 事業所は、利用者に対する事業提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して記録を行うものとする。
  - 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等)

- 第 15 条 当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないことを基本とし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を確認し記録する。

(苦情処理)

- 第 16 条 事業所は、事業提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の従業者からの質問、若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止等に関する事項)

- 第 17 条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止に関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会の規程による。
- 2 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずる。
    - (1) 虐待等の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。また、担当者を定め指針の整備も行う。

- (2) 虐待等を防止するための職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施する。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第18条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人（家族等）の了解を得るものとする。

（記録の保持）

第19条 利用者に対する事業提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 2 諸記録毎に、関係法令に定められた期間を満たすよう適切に保管する。

（職員の質の確保・勤務体制の確保）

第20条 事業所は従業者の質的向上を図るために行う職員研修は、次のとおりとする。

- (1) 採用時研修（社会医療法人寿人会新人研修） 採用後3ヶ月以内  
(2) 継続者研修 年2回

- 2 自ら提供するサービスの質の向上に資するため常に業務改善に努めるとともに年間研修計画をたて自己研鑽しチーム全体の質の向上を図るものとする。

第21条 事業所のハラスメントに関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会ハラスメント防止規程による。

- 2 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 この運営規程は、事業所内に掲示もしくは閲覧可能なファイルとして備え付ける。また、重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表を行う。

(介護サービス事業者経営情報)

第 23 条 当事業所は 1 年に 1 度、介護サービス事業者経営情報を都道府県知事への提出を行う。

第 24 条 この規程に定めのない事項については、その都度、社会医療法人寿人会理事長と管理者が決定する。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日に一部改正する。

(社会医療法人認定に伴い変更する。)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正する。

(官報「号外第 15 号」令和 3 年 1 月 25 日に伴い変更する。)

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日に一部改正する。

(介護保険改正に伴い変更する)